

◎ 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする

【法令名】

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

【掲載官報】	平成 30 年 12 月 14 日 号外第 276 号 64 ページ
【法令番号】	平成 30 年 12 月 14 日 法律第 99 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公布の日〔平成 30 年 12 月 14 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とすることとした。(本則関係)</p> <p>2 附則</p> <p>(一) この法律は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定による天皇の即位に関して適用することとした。(附則第 1 条関係)</p> <p>(二) 1 により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する国民の祝日として、祝日法の規定の適用があるものとした。(附則第 2 条第 1 項関係)</p> <p>(三) 1 及び(二)により休日となる日は、他の法令（祝日法を除く。）の規定の適用については、祝日法に規定する休日とすることとした。(附則第 2 条第 2 項関係)</p> <p>(四) この法律（(五)を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が効力を失ったときは、その効力を失うこととした。 (附則第 3 条第 1 項関係)</p> <p>(五) (四)の場合において必要な経過措置は、政令で定めることとした。(附則第 3 条第 2 項関係)</p>